

施設・設備整備事業の概要（診療所関係）

①【医療提供体制 施設整備交付金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
医療施設近代化施設整備事業	老朽化した病院を近代化し、患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善を図るための病棟等の整備	承継に伴う診療所 - 厚生労働省「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」3(3)診療所①アに適合する地域に所在し、事業実施年度の前年度、当該年度、又は翌年度の承継に伴う施設整備であること - 救急患者の搬入口の整備 - 高齢者・身体障害者等に配慮したスロープの整備 - 療養指導室の整備 - 小児科を標榜するものについては、通院等のための環境整備（授乳室、託児室等） 改修等により療養病床を整備する診療所 - 県の医療計画上病床非過剰地域に所在する診療所であり、整備計画は非過剰病床数の範囲内であること - 増床を伴う整備計画でないこと - 築後概ね30年以上経過 - 整備後の1床ごとの病室面積を6.4㎡以上、1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保 - 機能訓練室、患者食堂、談話室及び浴室の設置	基準面積×基準単価 ①無床の場合 160 ㎡ ②有床の場合 5床以下の場合 240 ㎡ 6床以上の場合 760 ㎡ 基準単価 一般地区 鉄筋コンクリート：484,000 円 ブロック：214,000 円 木造：355,000 円 離島豪雪地区 鉄筋コンクリート：484,000 円 ブロック：214,000 円 木造：355,000 円 1床当たり 8,257 千円× 整備後の療養病床数	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
		療養病床療養環境改善 - 療養病床に必要な機能訓練室、患者食堂及び浴室の全部又は一部の整備 - 病室の整備を伴わない整備計画 - 整備後は、医療法及び医療法施行規則本則に定める療養病床の構造設備の基準を満たすこと	基準面積(①+②)×基準単価 基準面積 ① 機能訓練室 1 医療機関当たり 40 ㎡ ② 患者食堂 療養病床 1 床当たり 1 ㎡ 基準単価 一般地区 鉄筋コンクリート：484,000 円 ブロック：214,000 円 木造：355,000 円 離島豪雪地区 鉄筋コンクリート：484,000 円 ブロック：214,000 円 木造：355,000 円 浴室 1 か所当たり 24,138 千円		

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
医療施設土砂災害防止施設整備事業	医療施設の補強等の整備	土石流危険区域等、又は危険地域等外でも土砂災害の影響が及ぶ可能性がある地域の医療施設の外壁補強、防護壁設置等	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの 1 か所当たり 66,400 千円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
地球温暖化対策施設整備事業	地球温暖化対策に資する診療所の施設整備	・省エネに関する規程等の策定 ・整備の結果、法に規定する温室効果ガス総排出量の減少が見込まれること ・屋上等に太陽電池・太陽熱給湯器の設置、建物の壁面や屋上等の緑化、高効率熱源機器の導入など	1 医療機関当たり 109,430 千円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備及び給水設備の整備	非常用自家発電設備（燃料の備蓄又は自然エネルギーの活用等による備電機能を有するもの）、給水設備（受水槽又は地下水利用のための設備）の病院の診療機能を3日程度維持するために必要な整備 ・水防法に基づく浸水想定区域、又は津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域に所在していること ・地域医療提供体制確保の観点から、移転することができない診療所であること	・非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 182,276 千円 ・受水槽 1 医療機関当たり 167,974 千円 ・給水設備 1 医療機関当たり 78,989 千円 ・燃料タンク 1 医療機関当たり 36,426 千円	0.33 (国 0.33) 受水槽、給水設備は 0.5 (国 0.5)	在宅当番制診療所、時間外診療実施診療所、在宅医療実施診療所、がん医療実施診療所、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び全国厚生農業協同組合連合会（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く）の診療所の開設者 ※上記は有床診療所に限る。

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
医療施設浸水対策事業	医療施設の浸水対策に係る止水板等の設置、医療用設備の移設及び電気設備の移設	・医療用設備（建物と一体として整備を行う必要のあるもの）、電源設備（受変電設備、自家発電機設備、分電盤、それらに付随する設備機器等）の想定浸水深または基準水位以上への移設 ・止水版（浸水に耐える材質で取り外し、移動又は開閉が可能なもの）の設置 ・排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置	・医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 51,439 千円 ・電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 40,591 千円 ・止水版もしくは防水壁の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 72,300 千円 ・排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 28,158 千円	0.33 (国 0.33)	在宅当番制診療所、時間外診療実施診療所、へき地診療所、在宅医療実施診療所、がん医療実施診療所、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の設置する診療所の開設者

②【医療施設等 施設整備費補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
離島等患者宿泊施設施設整備事業	離島等宿泊施設として必要な宿泊施設の施設整備	・台風等により比較的容易に交通網が寸断されてしまうおそれがあること等 ・宿泊費用を徴収する場合は、光熱水費等の実費程度とすること ・設置場所が病院の敷地内（隣接地）であること ・居室が個室であること	基準面積（室数×40㎡(8室を限度)）×651千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備	・消防法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 333 号）等により、新たにスプリンクラーの設置義務が生じた、又は義務は生じていないが自主的に設置しようとする施設で、新規に整備するもの	通常型スプリンクラー 対象面積 1㎡当たり 24 千円 水道連結型スプリンクラー 対象面積 1㎡当たり 23 千円 パッケージ型自動消火設備 対象面積 1㎡当たり 28 千円 消防法施行令第 32 条適用設備 対象面積 1㎡当たり 27 千円 加算 通常型スプリンクラー及び水道連結型スプリンクラー整備について、消火ポンプユニットを設置 1 施設当たり 2,460 千円	1/2 (国 1/2)	市町、医療法人、社会福祉法人、その他厚生労働大臣が適当と認める者

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
			自動火災報知設備 1施設当たり 1,279 千円	定額	
院内感染対策施設整備事業	院内感染に適切に対応するための病室の個室化、空調設備の整備	- 院内感染対策講習会に参加する等の積極的取り組み - 個室整備に必要な設備(バス、トイレ等)を設置	1室当たり 29,420 千円 加算 空調設備（空気清浄度クラス 1 万以上）整備 37,469 千円	1/3 (国 1/3)	厚生労働大臣の認める者（公的団体を除く）
新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）	病床確保、発熱外来への医療の提供を内容とする協定締結医療機関等が実施する施設整備	病室の感染対策に係る整備 - 新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）等 病棟等の感染対策に係る整備 - 新興感染症発生・まん延時において、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置 - 病棟入り口の扉の設置 - 病棟のゾーニングを行うための改修 等 個人防護具保管施設の整備 - 個人防護具保管庫の設置 - 個人防護具保管スペース確保のための建物改修等	病室の感染対策に係る整備 1室あたり 29,420 千円 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積 1㎡あたり 484 千円 個人防護具保管施設の整備 対象面積 1㎡あたり 484 千円	10/10 (国 1/2) (県 1/2) 病室設備は 2/3 (国 1/3) (県 1/3)	病院、診療所の開設者

③【医療提供体制 推進事業費補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
小児救急遠隔医療設備整備事業	遠隔医療実施に必要なコンピューター機器等の整備	小児救急遠隔医療の実施に必要なテレパソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等のコンピューター及び付属機器等の整備	1か所当たり 支援側医療機関 25,073 千円 依頼側医療機関 病院 29,159 千円 診療所 23,104 千円	3/4 (国 1/2) (県 1/4)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業	災害・感染症医療業務従事者を派遣する医療機関として、必要な診療設備等の整備	- 災害・感染症医療業務従事者派遣に必要な設備の整備 - 緊急車輛（緊急車輛に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。）の整備	1か所当たり 医療機器等 19,224 千円 緊急車両 31,685 千円	国 1/3	県知事と災害・感染症医療業務従事者の派遣に関する協定を締結している医療機関で厚生労働大臣の認める者

人工腎臓装置不足地域設備整備事業	人工腎臓装置不足地域への人工腎臓装置の整備	- 人工腎臓不足地域単位に、単身用は患者 2 人に 1 台、多人数用は患者 8 人に 1 台を整備 - 更新のみ（新規又は増設がなく設置台数が増加しないもの）の整備については、対象外とする	1 か所当たり 多人数用 14,080 千円 単身用 7,150 千円	1/3 (国 1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
内視鏡訓練施設設備整備事業	内視鏡訓練施設の設備整備	内視鏡手術の研修等に必要機器的整備	1 か所当たり 220,000 千円	10/10 (国 1/2) (県 1/2)	公的団体、厚生労働大臣の認める者

④【医療施設等 設備整備事業】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
へき地患者輸送車(艇)整備事業	へき地の患者を最寄医療機関まで輸送するための患者輸送車及び患者輸送艇の整備	1 患者輸送車 整備しようとする場所を中心とする概ね半径 4km の区域内に医療機関がなく、区域内の人口が原則として 50 人以上であり、当該場所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して 15 分以上を要する地域であること 2 患者輸送艇 離島振興法第 2 条第 1 項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」であって、1 に定める要件に該当する地域であること	患者輸送車 ・マイクロバス 1 台当たり 2,829 千円 ・ワゴン車 1 台当たり 1,474 千円 患者輸送艇 1 隻当たり 10,198 千円	市町、公的団体 1/2 (国 1/2) へき地医療拠点病院等 10/10 (国 1/2) (県 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者 へき地医療拠点病院及び県知事の要請を受けた診療所
へき地巡回診療車(船)整備事業	無医地区等に対する巡回診療に必要な車等の整備	無医地区等に対する巡回診療に必要な車等の整備	巡回診療車 1 台当たり 1,426 千円 巡回診療用雪上車 1 台当たり 4,241 千円 巡回診療船 1 隻当たり 9,081 千円 (中型の場合、24,982 千円) 歯科巡回診療車 1 台当たり 20,000 千円	市町、公的団体 1/2 (国 1/2) へき地医療拠点病院等 10/10 (国 1/2) (県 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者 へき地医療拠点病院及び県知事の要請を受けた診療所

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
遠隔医療設備整備事業	遠隔医療実施に必要なコンピューター機器等の整備	・病理画像、X線画像等を遠隔地の医療機関へ伝送し、専門医の助言を得る為の整備 ・患者の通院負担軽減や医師の移動負担軽減、医療資源の柔軟な活用などの観点から、情報通信機器を活用して、医師と患者間における遠隔地からの診療を行う為の整備	遠隔画像診断装置 ・支援側医療機関 遠隔病理診断 4,598 千円 遠隔画像診断 16,390 千円 ・依頼側医療機関 遠隔病理診断 14,198 千円 遠隔画像診断 14,855 千円 オンライン診療装置 2,660 千円 遠隔手術指導 5,580 千円	1/2 (国 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
へき地・離島診療支援システム設備事業	へき地・離島における診療支援に必要な設備整備	支援側 へき地医療拠点病院、その他厚生労働大臣が認める者 依頼側 へき地診療所等	1 か所当たり 支援側医療機関：7,857 千円 依頼側医療機関：7,857 千円	1/2 (国 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
離島等患者宿泊施設設備整備事業	離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な設備整備	・台風等により比較的容易に交通網が寸断されてしまうおそれがあること等 ・宿泊費用を徴収する場合は光熱水費等の実費程度とすること ・設置場所が病院の敷地内（隣接地）であること ・居室が個室であること	1 室当たり 233 千円 (8 室を上限)	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）	病床確保、発熱外来への医療の提供を内容とする協定締結医療機関等が実施する設備整備	医療措置協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力の強化を図るために必要な設備（簡易陰圧装置、簡易ベッド、H E P A フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。））整備	簡易陰圧装置 1 病床あたり 4,320,000 円 簡易ベッド 1 台あたり 51,400 円 H E P A フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。） 1 施設あたり 905,000 円	10/10 (国 1/2) (県 1/2)	病院、診療所の開設者

⑤【地域医療介護総合確保事業補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
院内助産所・助産師外来施設整備事業	産科を有する診療所における院内助産所、助産師外来の施設整備	・産科又は産婦人科の診療科を有すること ・新たに医療機関等の施設内に院内助産所等を開設すること	30 m ² ×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート：159,900 円 ブロック：139,700 円 木造：159,900 円	0.33	公的団体、厚生労働大臣の認める者

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
病院内保育所施設整備事業	病院内保育所の新築・増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く）の施設整備	・診療所の開設者が運営する病院内保育所施設であって、保育料 1 人当たり平均月額 10 千円以上徴収していること ・種別	基準面積（収容定員(30 人を限度)×5 ㎡）×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート：148,300 円 ブロック：129,900 円 木造：148,300 円	0.33	公的団体、厚生労働大臣の認める者
院内助産所・助産師外来設備整備事業	産科を有する診療所における院内助産所、助産師外来の設備整備	・産科又は産婦人科の診療科を有すること ・新たに医療機関等の施設内に院内助産所等を開設すること	1 か所当たり 3,811 千円	2/3	公的団体、厚生労働大臣の認める者

※ 基準単価・基準面積は補助の上限であり、実際の整備単価・整備面積がこれらを下回る場合は、実際の単価・面積に基づいて算定を行います。

※ 補助条件等については、各事業で異なりますので詳しくは各担当課にお問い合わせ下さい。

※ 当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されている部分があることをご承知おきください。